

公社債銘柄コードに係る回記号コードの設定方法について

2025年4月1日

証券コード協議会

「株式及び公社債銘柄コードの設定、変更及び削除に関する取扱い要領」の「Ⅱ 公社債銘柄コード（国債バスケットを除く。）」における地方債及び社債等¹の公社債銘柄コードに係る回記号コードの設定方法は、次のとおりとします。

1. 地方債及び社債等の公社債銘柄コードに係る回記号コードは、原則として「4103～5600」の範囲から、証券コード協議会がその都度決定します。
2. 地方債及び社債等の公社債銘柄コードに係る回記号コードは、回号、発行年度、債券種別及び年限等の要素を加味せず設定します。
3. 本設定方法による運用は、2025年7月1日以降に設定するコードから実施します。
なお、当該実施日までに既に設定された地方債及び社債等の公社債銘柄コードについては、本設定方法の見直しの実施に伴い、改めて設定し直しません（公社債銘柄コードは変更しません。）。

以上

¹ 地方債及び社債等とは、国債、新株予約権証券、新株予約権付社債及び交換社債以外の公社債を指します。